

新発田市単日短時間就労マッチングプラットフォーム構築事業業務委託プロポーザル募集要項

令和 8 年 8 月

新発田市

<目次>

1	目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
2	業務概要・・・・・・・・・・・・・・・・	3
3	提案上限額・・・・・・・・	3
4	参加資格・・・・・・・・	3
5	スケジュール・・・・・・・・	4
6	公募手続・・・・・・・・	4
7	選定方法・・・・・・・・	5
8	契約に関する事項・・・・・・・・	6
9	業務委託開始前における準備体制・実施事項・・・・・・・・	6
10	その他留意事項・・・・・・・・	6

(参考)

○表 1	：提出書類・・・・・・・・	9
○表 2	：評価基準・・・・・・・・	10

【問合せ・提出先】

新発田市 商工振興課 工業振興係
担当：櫻井、宮野
〒957-0053
新潟県新発田市中央町3丁目2番22号
松縁館ビル1階
電話：0254-28-9650 Fax：0254-26-8585
電子メール：shoukou@city.shibata.lg.jp

1 目的

本事業は、全ての人が多様で柔軟な働き方ができる環境を整備し、学生などの若年層による労働力の流出抑制や市内の就業・副業の促進、定年退職者や子育て世代及び本市の交流人口等の隙間時間を活用した新たな労働力の掘り起こしを図るため、幅広い就労環境を構築し、市内事業者の慢性的な人手不足の緩和や地域経済の活性化に取り組むことを目的とする。

2 業務概要

- (1) 業務名 新発田市単日短時間就労マッチングプラットフォーム構築事業業務委託（以下「業務」という。）
- (2) 委託期間 契約締結日から令和9年3月31日まで
- (3) 業務内容 新発田市単日短時間就労マッチングプラットフォームの管理運営

3 提案上限額

金4,867,273円（消費税及び地方消費税を除く。）

- (1) この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、業務内容の規模を示すものです。
- (2) 上記提案上限額を超えないでください。

4 参加資格

次のアからケまでの全ての要件を満たすものとします。

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- イ 新発田市暴力団排除条例（平成24年新発田市条例第2号）第1号及び第2号に規定する暴力団又は暴力団員でないこと。暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- ウ 新発田市競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱（平成19年新発田市告示第90号）の規定に基づく指名停止期間中でないこと。
- エ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続の開始の申立てがなされていないこと。ただし、手続開始の決定後、経営事項審査を受け、市の入札参加資格審査申請書を再度提出し、新発田市の資格審査を経て有資格業者と認定された者で、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可決定が確定された者を除く。
- オ 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定による精算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定による破産手続開始の申立てがなされていないこと。
- カ 営業に関し許認可等を必要とする場合は、その許認可等を受けていること。
- キ 法人税又は所得税及び消費税、地方消費税並びに新発田市の市税を滞納していないこと。
- ク 新潟県に主たる営業所又は従たる営業所（公告日現在において、主たる営業所から当市との契約に関する一切の権限を委任されている営業所）を有すること。
- ケ 公告日の前日から起算して、過去10年以内に、自治体の単日短時間就労マッチング

プラットフォーム管理実績を有すること。

5 スケジュール

公募スケジュールは次の日程で行う予定です（ただし、変更する場合があります。）。

公告	令和8年8月4日（火）
質問の受付期間	令和8年8月4日（火）～8月17日（月）
質問の回答期限	令和8年8月20日（木）
参加表明書、企画提案書の提出期限	令和8年8月24日（月）
プレゼンテーション審査	令和8年8月27日（木）
選定結果の通知、公表	令和8年8月31日（月）
契約の締結	令和8年9月4日（金）（予定）
運用の開始	令和8年10月30日（金）（予定）

6 公募手続

(1) 質問の受付及び回答

この募集要項に関する質問の受付及び回答については、次のとおりです。

受付期間	令和8年8月4日（火）～8月17日（月）12時00分まで（必着）
提出書類	質問書（様式2号）
提出方法	電子メールで提出してください。 担 当：新発田市商工振興課工業振興係 提出先：shoukou@city.shibata.lg.jp ※電子メール送信の際の件名は次のとおりとしてください。 送信件名：新発田市単日短時間就労マッチングサービス構築事業業務委託に関する質問書（応募者名） ※質問書を送信した際は必ず電話で担当に連絡をしてください。 担当：新発田市商工振興課工業振興係 電話：0254-28-9650（直通）（8時30分から17時15分まで）
回答方法	令和8年8月20日（木）17時15分までに市ホームページに回答を掲載します。

(2) 参加表明書、企画提案書の提出

提出期限	令和8年8月24日（月）12時00分まで
提出書類	表1「提出書類」の「参加資格に関する提出書類」、「企画提案に関する提出書類」に掲げる書類。
提出部数	表1「提出書類」に記載する提出部数
提出方法	持参又は郵送

	※ 郵送の場合は、配達確認ができるもので、提出期限までの必着とします。
提出先	〒957-0053 新発田市中央町3丁目2番22号 松縁館ビル1階 新発田市商工振興課工業振興係 電話：0254-28-9650（直通）
備考	1 各種証明書・謄本は、提出日前3か月以内に発行されたものとします。 2 企画提案書の提出は、1応募者につき1件とします。 3 上記のほか、必要に応じて別の書類の提出を求めることがあります。

7 選定方法

新発田市単日短時間就労マッチングプラットフォーム構築事業事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、プレゼンテーション審査を実施の上、表2「評価基準」により評価し、最も評価の高い順に2者を契約候補者及び次順位候補者として選定します。

本プロポーザルでは、企画提案内容の評価が一定の基準点数に達しないときは、当該企画提案を不採択とする最低採択基準点を設定します。最低採択基準点は、本評価基準の満点（200点）中の170点とし、採択される企画提案がなかった場合は、再度プロポーザルを実施します。

なお、提出された応募書類に基づき、参加資格要件を満たしているか確認を行い、参加資格要件を満たしていない場合は、プレゼンテーション審査に参加できません。また、募集要項に定める手続きを遵守しないと認められた場合及び応募書類に虚偽の記載をしたと認められた場合は失格とします。

(1) プレゼンテーション審査

開催日	令和8年8月27日（木） ※ 開催時間等の詳細は、企画提案書の提出者に別途連絡します。
開催場所	新発田市役所本庁舎 504会議室
審査内容	1 応募者による企画提案書のプレゼンテーション審査 2 選定委員による企画提案に対するヒアリング
備考	1 出席者は、責任者を含め3名以内としてください。なお、欠席した場合は応募を取りやめたものとみなします。 2 開催当日に新しく資料等を提出することはできません。提出済みの企画提案書に基づき説明してください。 3 プロジェクター等を使用する場合は、事前に申し出てください。 4 審査結果に対する異議申立ては一切受け付けません。

※ 評価内容、配点等は、表2「評価基準」を参照してください。

(2) 選定結果

選定委員会の審査結果を踏まえ、全ての応募者に選定結果を通知するとともに、市ホームページにおいても公表します。

なお、選定結果に対する質問や異議には一切応じません。ただし、自己の評価結果に限り、希望する応募者に対し情報提供を行います。

8 契約に関する事項

(1) 受託事業者の決定

新発田市と契約候補者とは、業務実施に向けた協議（事前協議）を行い、必要な事項の確認及び調整を行います。契約候補者との協議が不調に終わったときは、次順位候補者を新たな契約候補者とし、同様の協議を行います。いずれの場合においても事前協議が整ったときは、その契約候補者と業務委託契約を締結し、受託事業者（受注者）として決定します。

(2) 責任及びリスク分担

責任及びリスク分担の考え方は、受託事業者は、実施する業務について責任を持って遂行し、業務に伴い発生するリスクについても、原則として受託事業者が負うものとします。

(3) 印紙税の取扱い

契約締結に伴い受託事業者には印紙税が課税されます（印紙税額については、税務署に確認してください。）。ただし、電子契約システムにより契約を締結する場合は、印紙税が不要となります。

(4) 業務の詳細に係る協議

受託事業者は、企画提案書に従い誠意を持って業務を履行するものとしますが、業務の詳細は事前協議により決定することとしているため、提案内容の見直しが必要となる場合があります。これら見直しに伴い発生する費用は両者協議の上、決定します。

9 委託業務開始前における準備体制・実施事項

受託事業者は、新発田市と連絡を密にし、円滑な委託業務開始に向けて必要な準備を行うものとします。

10 その他留意事項

(1) 暴力団の排除

ア 契約の締結

契約候補者選定から本件契約締結の日までの期間において、契約候補者が上記４－イに該当すると判明した場合は、契約を締結しないものとします。

イ 妨害又は不当要求に対する届出義務

契約の履行に当たり、妨害又は不当要求を受けた場合は、警察へ被害届を提出しなければなりません。これを怠った場合は、指名停止措置又は競争入札による契約若しくは随意契約において契約の相手方としない措置を講ずる場合があります。

(2) 使用する言語及び通貨

本プロポーザル及び契約締結に関する手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(3) 接触の禁止

募集期間中は、本要項に定められた場合を除き、選定委員、所管部署（問合せ・提出先に同じ。）その他本件関係者に対して、本プロポーザルに関する情報収集等を目的として接触することを禁じます。接触の事実が認められた場合には、失格となることがあります。

(4) 応募の取下げ

応募書類を提出後、応募者の都合により応募を辞退することとなった場合には、応募辞退

届（様式7号）を問合せ・提出先に提出してください。その場合、当該辞退により新発田市に損害が発生した場合は、応募者が賠償するものとします。

(5) 提案内容変更の禁止

一旦提出された書類の内容を、契約候補者選定前に変更することはできません。

(6) 応募及び選定結果の取消し

応募資格を失った場合又は有しないことが判明した場合及び応募書類の記載に虚偽や不備があった場合は、その応募又は選定結果を取り消すこととします。

(7) 応募書類の取扱い

新発田市に提出された応募書類は、理由のいかんを問わず返却しません。また、応募書類は、本プロポーザル以外の目的には使用しません。

(8) 応募書類の情報公開

本プロポーザルに係る応募書類は、新発田市情報公開条例（平成14年新発田市条例第34号。以下「情報公開条例」という。）に基づく開示請求の対象となります。開示請求がなされた場合は、個人に関する情報、企画提案書・見積書等、公にすることにより提案事業者の権利・競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報、契約に係る事務に関し新発田市の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれがある情報、施設の安全維持に支障となる事項等を除き、情報公開対象となります。なお、開示決定等に当たっては、あらかじめ提案事業者の意見を聴き、情報公開条例の規定に基づき決定することとします。

(9) 費用負担

応募に関して必要となる費用は、全て応募者の負担とします。また、応募書類に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている業務の手法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として応募者の負担とします。

(10) その他

本プロポーザルのために公募資料以外の資料を新発田市から提供することはありません。応募者は、新発田市が提供した情報及び独自に合法的に入手した情報のみで応募を行ってください。新発田市が提供する資料は、本プロポーザルに関わる目的以外に使用することを禁じます。また、目的の範囲内であっても、新発田市の了承を得ることなく、第三者に対してこれを使用させたり、内容を提示したりすることを禁じます。ただし、以下の情報については、この限りではありません。

- ・当該情報を知り得た時点で、既に応募者が保有していたことを証明できる情報
- ・当該情報を知り得た時点以降に、応募者による本要項の違反なしに公知となった情報
- ・当該情報を知り得た時点で、公知であった情報
- ・開示する権利を正当に有する第三者から開示を受け、入手した情報

表 1：提出書類

	提出書類	内容	提出部数	様式種別
参加資格に関する提出書類	プロポーザル 参加表明書	代表者印を押してください。	各 1 部	様式 1 号－ 1 様式 1 号－ 2
	定款等	最新の定款		任意様式
	法人概要書	法人概要書（様式 4 号）は電子データ（W o r d）も提出してください。		様式 4 号
	貸借対照表及 び損益計算書	直近 3 か年分の貸借対照表及び損益計算 書		任意様式
	納税証明書	ア 法人税及び消費税、地方消費税につ いて未納の税額がないことの証明書 （国税通則法施行規則別紙 9 号書式そ の 3 の 3） イ 市税の未納がない証明書		所定様式
	誓約書	代表者印を押してください。		様式 1 号－ 3
企画提案に関する提出書類	企画提案書	代表者印を押してください。	各 8 部 （正 本 1 部・副 本 7 部）	様式 3 号－ 1 様式 3 号－ 2
	見積書	見積書は、合計金額と内訳を消費税及び 地方消費税相当額を含まない金額で記載 してください。		任意様式

表 2：評価基準

それぞれの審査委員が評価項目ごとに評価を行い、合計点（200 点満点）をその提案者の得点とする。 選定にかかる評価項目、評価の視点、配点は下表のとおりとする。

大項目		配点	中項目		小項目
1	実施目的	15	①	本市の現状理解と実施目的の理解	事業の趣旨・目的を理解した上で事業の実施方針を明確に定めているか。
2	実施内容	30	①	システムの構築と地域における柔軟な就労環境の普及	システムの構築と柔軟な就労環境の整備に向けて、効果的な内容が提案されているか。
		10	②	システム構築の条件	システム構築の条件を満たしているか。
		40	③	告知の実施	求職者及び企業の認知度向上・登録促進に向けて、効果的な手法が提案され、実施が見込めるか。
		15	④	関係機関等との連携	連携が必要な関係機関等を把握した上で、連携の効果的な手法が提案され、実施が見込めるか。
		45	⑤	実現可能性	スケジュールを遵守するとともに、利用者及び求人を開拓し、確実な目標達成が見込めるか。
3	運営体制	20	①	適切な進行管理	業務管理体制や類似事業の履行実績等から、進行管理の適切な実施が見込めるか。
		10	②	見積金額	見積金額が適切に積算されているか。 (最低価格の事業者を10点とし、2位の事業者を8点、3位の事業者を6点とする)
		15	③	個人情報管理・法令遵守	個人情報の保護、法令遵守のための具体的な体制・方法が提案され、実施が見込めるか。
合計		200			